

○糸満市水道事業給水条例

平成10年4月1日
条例第5号

(水道利用加入金)

第29条 細水装置を新設し、又は改造（メーターの口径を増経する場合に限る。（以下本条において同じ。））しようとする者は、設置するメーターの口径により、管理者に水道利用加入金（以下「加入金」という。）として、次の表に定めた金額を納付しなければならない。

メーター口径	加入金額
13ミリメートル	16,500円
20ミリメートル	44,000円
25ミリメートル	71,500円
40ミリメートル	220,000円
50ミリメートル	352,000円
75ミリメートル	825,000円
100ミリメートル	1,320,000円
150ミリメートル以上	管理者が別に定める額

- 2 前項による給水装置の改造をしようとする者の加入金は、新口径に係る加入金と旧口径に係る加入金の差額とする。
- 3 加入金は、給水装置工事申込みの際徴収する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、申込み後徴収することができる。
- 4 既納の加入金は、還付しない。ただし、給水装置工事の中止等特別の事由があると認めたときは、この限りでない。